

議案第136号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B第542号線	77 87	4 00	さいたま市桜区道場一丁目79番43地先	さいたま市桜区道場一丁目79番39地先	
F第517号線	65 43	4 00	さいたま市南区文蔵三丁目146番3地先	さいたま市南区文蔵三丁目149番15地先	
G第574号線	55 90	4 00	さいたま市浦和区上木崎六丁目491番4地先	さいたま市浦和区上木崎六丁目491番18地先	
L第1362号線	90 28	4 00 ～ 4 20	さいたま市緑区大字中尾字駒形1326番3地先	さいたま市緑区大字中尾字駒形1328番4地先	
32963号線	76 34	4 00	さいたま市大宮区三橋一丁目594番7地先	さいたま市大宮区三橋一丁目594番12地先	
41709号線	77 07	5 00	さいたま市西区大字土屋字上新田1715番25地先	さいたま市西区大字土屋字上新田1715番20地先	
41710号線	64 75	4 20	さいたま市西区大字水判土字高田229番3地先	さいたま市西区大字水判土字高田198番17地先	
5360号線	48 70	4 00	さいたま市岩槻区大字大野島字構ノ内241番4地先	さいたま市岩槻区大字大野島字構ノ内241番3地先	